

令和元年（フ）第8370号

令和3年3月10日

破産法第157条の報告書

東京地方裁判所民事第20部合議係 御中

破産者株式会社ビットマスター

破産管財人弁護士 伊 藤 尚

同代理 弁護士 佐々木 英 人

同代理 弁護士 藤 松 文

同代理 弁護士 辛 川 力 太

同代理 弁護士 上 坂 望

目 次

第1	債権届出書類一式の送付と債権届出書の受付対応等	3
1	会員債権者	3
	(1) 概要	3
	(2) 会員専用届出書書式の採用と採用理由	3
	(3) 債権届出書の受付と整理および問合せ対応（破産管財人補助者の雇用）	4
	(4) 受付又は調査未了の債権	4
2	一般債権者	4
3	債権届出数と届出の概況（2021年2月22日時点での暫定値）	4
4	今後の債権調査手続について	4
第2	破産財団所属資産の換価・回収	6
1	取出不能となった仮想通貨の探索	6
2	保有ビットコインの売却	6
3	カナダDMG株式	7
4	マイニング機械	7
5	MTGOXに対する債権	8
6	貸付金・仮払金の回収	8
	(1) 貸付金等の回収状況、回収目処	8
	(2) 仮払金の回収状況、回収目処	12
7	火災保険金支払請求権	12
8	不動産	13
第3	破産財団の現状	13
1	破産財団の現在残高	13
2	破産者の負う債務	13
3	今後破産管財人が行う主な業務	13

本報告書では、前回の財産状況報告集会（令和2年9月9日開催）以降に、破産管財人が行った破産管財業務の概要を報告するものである。

第1 債権届出書類一式の送付と債権届出書の受付対応等

1 会員債権者

(1) 概要

破産管財人は、破産手続開始決定後速やかに、破産者が把握していた会員に関する住所、氏名、保有BTC等のデータを精査し、本件破産手続における当該データの活用の可能性・方法等を検討してきた。その後、2020年11月以降、2021年3月1日を届出期限として、順次、債権者に対して債権届出書類一式を送付し、2020年末までに、破産者が把握していた住所宛への送付を完了した。

なお、債権届出書類一式の送付先とした住所は、破産者が把握していた会員の住所データのうち、本件破産事件における破産手続開始決定通知または第1回債権者集会期日変更通知（以下、総称して「本件開始決定通知等」という。）の配達完了した住所へ送付することを原則とした。ただし、念のため、本件開始決定通知等とともに「あて所に尋ねあたりません」として返戻となっていた会員債権者についても、破産者が登録住所として把握していた住所（破産手続開始決定通知の宛先とされ返戻となった住所）へ債権届出書類一式を送付した。さらに、本件開始決定通知等の配達完了した住所へ債権届出書類一式を送付したにもかかわらず、またも「あて所に尋ねあたりません」として返戻された会員債権者のうち、破産者において「配送先住所」を把握していた会員債権者に対しては、念のため、当該住所に対しても債権届出書類一式を再送付した。

(2) 会員専用届出書書式の採用と採用理由

本件破産事件は、破産管財人が予め認識している会員債権者数だけでも2万5000名超という膨大な数に上るため、債権調査手続を迅速、円滑かつ正確に進めるため、破産者が把握していたデータを活用し、以下のような工夫を行った。

すなわち、会員債権者の債権届出については、近年の同種事案における取扱いを踏まえて破産裁判所とも協議しつつ、会員債権者毎にバーコード管理が可能となる会員専用届出書を使用することとした。その書式が、別紙「会員専用届出書（サンプル）」であり、破産者の保有していたデータを元に、債権者氏名や住所、債権額を予め印字し、これに債権の明細表を添付したものである。

会員専用届出書による債権届出は、債権届出書類一式を受領した会員債権者が、印字された債権額等を確認し、相違がなければ、押印のうえそのまま返送して債権届出するか、あるいは、印字された債権額等が異なる場合には、自らの認識する債権額等を追加・訂正して届出がなされることを予定したものである。

予め債権額及び債権明細を印字した債権届出書による届出方式は、届出の際の会員債権者の負担を減らすことが可能となるのみならず、届出の対象債権の

金額及び債権明細について、破産管財人と会員債権者双方の認識の一致点と不一致点を明らかにし、多数の会員債権者の債権認否を迅速、円滑かつ正確に行うことを可能とするものである。

(3) 債権届出書の受付と整理および問合せ対応（破産管財人補助者の雇用）

破産管財人は、上述のとおり2020年11月に会員債権者に対して債権届出書類一式を発送開始したことに伴い、会員債権者から電話による多数の問合せが予想され、また、短期間に多数の破産債権届出書が提出されてその受付事務が繁忙となること等が想定されたことから、これらの業務に対応するため、同月より2021年3月末までの期間に限り、補助者を雇い入れている（2020年11月～2021年1月は3名、同年2月～3月は2名）。

(4) 受付又は調査未了の債権

破産管財人は、債権者から送付された債権届出書について、順次、適式な委任状、適式な相続関係書類、名称変更の疎明資料等の有無など形式的要件を確認して受付処理し、不備があるものについては順次補正を求めている。不備のある債権届出は、有効な債権届出として受付処理できないこととなるが、破産管財人としては、補正があり次第、有効な債権届出があったものとして破産管財人による認否の準備を進める予定である。

2 一般債権者

膨大な数に上る会員債権者については、上述のように、債権調査手続の迅速・円滑・正確な処理のために会員専用届出書書式を採用するなどの工夫をしたが、それ以外、すなわち、破産者に対する会員債権以外の債権を有する破産債権者についてはこうした要請は強くないため、通常どおり、東京地方裁判所において使用されている書式を採用することとし、2020年12月以降、順次、債権届出書類一式を発送した。

発送した一般債権者数は29名である（2021年2月22日現在）。

3 債権届出数と届出の概況（2021年2月22日時点での暫定値）

債権届出に関し、2021年2月22日までに届出のあった債権者数は1万6082名である。ただし、債権届出期限前の時点であること、送付されてきたすべての債権届出の集計を終えたものではないこと、上述のように補正の必要がある債権届出が多数あること、さらに、破産管財人による認否を終えていないこと等から、あくまでも暫定値として報告するものである。

4 今後の債権調査手続について

破産管財人としては、引き続き、債権者から送付された債権届出書について、適式な委任状や相続関係書類の不備などの補正を求めつつ、破産管財人による認否の準備を進める予定である。

なお、債権届出は、届出額がそのまま弁済されるのではなく、追って、その

時点までに回収された破産財団の規模に応じ、破産裁判所の許可に基づいて配当率が決まり、その配当率を掛けた額が配当されるものである。配当の可否や配当率は、現時点ではまったく未定であり、将来、これが決まった時点で、届出債権が認められた破産債権者に対して通知がされることにご留意いただきたい。

第2 破産財団所属資産の換価・回収

1 取出不能となった仮想通貨の探索

第1回財産状況報告集会において報告したとおり、破産者が保有する、B M E Xが管理するレジャーナノ端末2本に格納されたとのビットコイン約1651BTCが取出不能となっている。

この取出不能となったビットコイン、あるいは破産者が保有していたその他のビットコインの動き等について、第1回財産状況報告集会後も、引き続き調査を行っている。

具体的には、

① ビットコインの管理にあたり使用されていた各種端末（レジャーナノや関係者が使用していたP C・モバイル端末等）を破産管財人に提出させて確保

② 破産者名義のビットコイン取引所の口座情報の収集、

③ B M E Xが破産者の破産前にフォレンジック調査を実施した業者との面談を通じた、従前の調査状況や結果の把握、

④ 「③」の調査状況・結果を踏まえた、別の専門解析業者を通じた破産管財人独自のフォレンジック調査、

⑤ 「①」の口座情報その他の記録から判明している破産者からのビットコインの送金先情報を通じた送金経路等の追跡、
等を進めている。また、併行して、

⑥ 破産者の事業所において平成31年8月27日未明に生じた火災についても、警察署による捜査にも協力しながら、不審な点がないか注視をしている。

現時点で解明には至っていないが、引き続き専門家や関係者の協力を得て調査を進めている。

2 保有ビットコインの売却

第1回財産状況報告集会において報告したとおり、これまで破産管財人において確保したビットコインについては、ビットコインに関する専門事業者である株式会社ビットポイントジャパン（以下、「B P J」という。）による助言および破産裁判所による許可に基づき、すべて換価し現金化が完了している。その換価レート等は第1回財産状況報告集会にて提出した157条報告書記載のとおりであるが、問合せを受けることもあるため、以下に再掲する。

なお、破産手続は、破産者の保有する資産をすべて現金化して、現金（円貨）により債権者に配当する手続であり、ビットコインのまま保有し続けてビットコインで配当することは法律上認められていない。そのため、破産管財人は、上記の専門家の意見も聞きつつ、破産手続開始時点（1BTCあたり81万2700円、1BCHあたり2万3866円）よりも市場価額が一定程度上昇した時点を見て売却換価を済ませた（売却換価額の総額は7158万4266円）。

ビットコインの市場価額は上下に変動し続けていて、その変動幅が極めて大きい（本件破産手続開始の後、一時は1BTCあたり約40万円となったときもある。）。最近は高値で推移しているためか、債権者から、現在も保有してい

るか、あるいはいつ売却予定かとの問い合わせがあるが、すでに下記のとおり、裁判所の許可のもと、破産手続開始決定直後の時点において破産管財人が現実に確保したビットコインは、全数を売却済みである。また、ビットコインのまま配当して欲しいとの要望を聞くが、前記のとおり、破産法上不可能である。

換価付	種別	数量	金額(円)	単価(円)
2020/2/18	B T C	18.0639	19,274,181	1,067,000
2020/2/18	B C H	54.6393	2,191,036	40,100
2020/5/12	B T C	25	23,825,000	953,000
2020/5/12	B C H	50	1,125,000	22,500
2020/7/31	B T C	20.00003966	23,664,047	1,183,200
2020/7/31	B C H	50.00007013	1,505,002	30,100

3 カナダDMG株式

第1回財産状況報告集会において報告したとおり、破産者元代表者の西氏及びBME Xの元代表取締役古里英文氏の名義となっている、合計680万株のカナダ法人DMG社の株式が存在し、取得費用を実質的に負担したのは破産者であることから、両名の同意を得て、破産者の資産として換価を進めている。

処分を要する株式の数の多さ（発行済株式総数の5%を超える）や、この銘柄の売買数量が少ないことから、市場を通じて売却するよりも相対取引の方が財団増殖に資する可能性があるものと判断し、カナダDMG代表者より紹介を受けた先との間で交渉を行っている。現在の新型コロナウイルス感染症蔓延の状況下において、名義人となっている両名がカナダに出向くことが困難であるため、日本にいながらにしてクロージングを済ませられるよう、必要な手続を調査している。

4 マイニング機械

第1回財産状況報告集会において報告したとおり、破産者はカナダDMGから総額193万1668米ドル¹で購入し、カナダDMGの施設に設置しているマイニング機械が存在するが、破産管財人は、令和2年10月14日付で破産裁判所の許可を得て、カナダDMGに対して代金1万1000カナダドルで売却した。

取得価額に比して安価での処分となっているが、

- ・ マイニング機械は日々技術の刷新が行われており、陳腐化が非常に早く、破産者が保有するマイニング機械も、平成29年11月29日の取得日から3年近くが経過しており、市場価格も相当に低下していると考えられること
- ・ 本件機械1100台のうち、実際に稼働可能なものは600台に過ぎず、残り500台については故障しているとの報告を受けているが、本来であ

¹ 第1回財産状況報告集会当時のレート1ドル＝約107円で換算すると、約2億0668万円。

れば破産財団の負担においてカナダに存するこの機械を撤去する必要があるところ、破産管財人において、カナダDMGに対し、この500台も含めて全数を一括して購入するよう申し入れてその了承を得るに至っており、撤去費用に関する財団負担を軽減することができると考えられること

- 機械の台数が1100台と大量であり、仮にカナダDMG以外の第三者に売却することとなった場合には、相当な送料を破産財団で負担しなければならないうえ、輸送中の破損等のリスクもあったところ、機械が現に存置されているカナダDMGへの売却であれば、これらの負担やリスクがないこと

に照らせば、上記条件での売却も合理的なものと思料し、売却に至ったものである。

カナダDMGからは、令和2年12月9日付で876,590円（同日のレート1カナダドル＝79.69円で換算すると11,000カナダドル）の振込を受け、同額を破産財団に組み入れた。

5 MTGOXに対する債権

BME Xの元代表取締役古里氏からの申告に基づき、古里氏の名義で保有されている、株式会社MTGOX（以下「MTGOX」という。）に対するビットコイン約121.61BTCの返還請求権等²について、かかるビットコイン取得にあたって資金を出捐したのは破産者であったことが判明した。

MTGOXは東京地方裁判所より再生手続開始決定を受けており（東京地方裁判所平成29年（再）第35号）、同氏は当該手続において再生債権者（自認債権者）として扱われているところ、同氏の協力を得て、再生債権の届出名義を破産者（破産管財人である当職）に変更する手続を行った。今後、MTGOXに関する再生手続の中で、その再生計画案が示され、裁判所により認可されると、債権者として再生計画に従った弁済を受けることが見込まれるが、現時点では、具体的な弁済条件、すなわち弁済率や弁済時期は未定である。

6 貸付金・仮払金の回収

（1）貸付金等の回収状況、回収目処

破産管財人は、破産者が帳簿上請求権を計上し、返還請求権を有すると破産申立書に記載していた相手方18名に対し、支払を催告する書面を送付し、各々回収作業に着手した。

前回の報告書の時点で、このうち1名（10. 西美恵子氏）については全額の回収が完了しており、現金500万円を財団に組み入れた。

残る17名の各債務者と債権の内容については、概要以下のとおりである。合理的な理由なく支払いを拒んでいる者については、請求権の成立に関する証

² 121.6121040400BTCのビットコイン及び同数のビットコインキャッシュの返還請求権、43331円の金銭支払請求権、並びに11225円の遅延損害金支払請求権。なお、同再生手続においては、ビットコインは、同再生事件の再生手続開始決定日前日（2018年6月21日）時点の評価額（1BTCあたり74万9318.83円、1BCHあたり9万7481.19円）で評価されている。

拠を確認したうえで、訴訟提起を準備中である。

ア BME X

BME Xからは、事業を停止した旨の連絡を受け、他方で、同社からの返済は一切受けられていない。BME Xに対する債権の回収活動をどのように行っていくかについては、現在検討中である。

イ 24 P I C K S

(ア) 貸付状況

破産者は24 P I C K Sに対し、現金及びビットコインにより合計46億5165万円を貸し付けている。

貸付けの経緯は、第1回債権者集会で配布した令和2年9月9日付破産法第157条の報告書に記載したとおりであり、破産者から、マイニング機器を開発する会社であるB社に直接投資することができなかったため、24 P I C K Sに当該資金を貸し付け、同社がB社に投資等することとなったものである。

(イ) 返済

24 P I C K Sへの貸付金の多くは、同社からB社への投資に使用され、同社からの回収見込みは、24 P I C K Sが保有するB社株式がいくらで売却できるかに依拠していた。そのため、24 P I C K Sに対し、B社株式の売却活動状況の報告を求め、破産裁判所にも適宜報告を行いながら進めた。

最終的に、B社株式は2000万円で売却され、破産者は、2020年8月27日に、24 P I C K Sより金2000万円の返金を受けた。

また、24 P I C K Sからは、任意に同社の決算書の提出を受けたため、管財人において確認したところ、同社には、上記株式以外の資産として、マイニング用チップが存在した。そこで、24 P I C K Sに対し、当該チップを売却するよう依頼したところ、金29万7000円で売却され、2020年10月30日に、同社より同額の返金を受けた。

(ウ) 破産手続

24 P I C K Sは、すでに事業を停止しており、上記チップの売却により資産も存在しなくなった。他方で、破産者への多額の債務が存在していたため、同社は、令和2年11月4日、東京地方裁判所に対し破産手続開始申立てを行い、同月9日、破産手続開始決定がなされ、当職が管財人に選任された。

24 P I C K Sの管財人として、当職は、24 P I C K Sの帳簿類などを調査し、また、郵便物等の確認なども行ったが、同社に、これ以上の資産の存在は確認されず、24 P I C K Sの破産手続は、令和3年2月10日に行われた債権者集会で異時廃止とされ、配当はなく終結した。

(エ) 結論

以上により、24 P I C K Sからは、上記合計金2029万7000円を回収し、その余は回収不能であることが確定した。

ウ F氏

F氏はBME Xの元従業員であり、破産者は同氏に対し、現金、ビットコイ

ン及びビットコインキャッシュを貸し付けている。

同氏に対しては、貸付けの経緯などを調査中であり、訴訟提起含めて方針を検討中である。

エ クリストファー・フィリアトロ氏（クリス氏）

クリス氏はカナダBMの代表者であり、破産手続開始申立書では、破産者からクリス氏に対して合計金1億4377万0244円の貸付債権が計上されている。その後の関係者への聞き取り調査により、その一部は、カナダDMGへの出資金であるとされたため、その内容を令和2年9月9日付破産法第157条の報告書に記載している。

しかしながら、その後、証拠資料の精査を進めたところ、カナダDMGへの出資金とは異なる性質の債権である可能性がでてきており、関係者への聞き取り及び証拠資料の収集・確認を鋭意進めている。

オ G氏

破産者はG氏に対し合計5067万3576円を貸し付け、その後、同氏との間で、上記金額について取りまとめた準消費貸借契約書を作成・締結したとされる。

同氏からは、一部の契約書の作成経緯等に異議が出されており、協議を行っていたものの、進展が見られないため、訴訟提起を含めて方針を検討中である。

カ H氏

破産者はH氏に対し金5015万円を貸し付けた。同氏からは支払いの猶予を求められ協議を行っていたが、返済を受けられる目途が立たないため、訴訟提起を含めて方針を検討中である。

キ ブロックチェーン・ネクスト株式会社

破産者はブロックチェーン・ネクスト株式会社（以下「ブロックチェーン・ネクスト」という。）に対し金3000万円を貸し付けた。この貸付けは、破産者が、フィリピンにおける事業展開のために同国法人であるJuncaphilippines Inc.（以下「Junca」という）に対し3000万円の投資を行おうとしたところ、破産者が連鎖販売取引事業を行っていることを理由に直接Juncaに出資することができなかったため、ブロックチェーン・ネクストに依頼して、破産者からブロックチェーン・ネクストに資金を貸し付け、当該資金をもって同社からJuncaに対し出資することによって、破産者からJuncaへの間接的な出資を行うこととしたものである。

令和2年9月9日付破産法第157条の報告書に記載したとおり、ブロックチェーン・ネクストからの回収は、実質上Juncaから投資資金を回収できるかに依拠しているが、ブロックチェーン・ネクストとJuncaとの契約書上返還が予定されたものかは一義的には明らかでなく、さらにJuncaからは、当該資金は返還が予定されない性質の資金である旨の回答がなされている。

ブロックチェーン・ネクストに対する債権の回収活動の方針については、現

在検討中である。

ク Q社

破産者はQ社に対し1000万円を貸し付けている。窓口は、Q社の連帯保証人でもあるG氏（前記「オ」）であり、G氏と協議を行っていたものの、返済を受けられる目途が立たないため、訴訟提起を含め方針を検討中である。

ケ D氏

破産者はD氏に対し合計700万円を貸し付けている。同氏からは、返済の目途は立たないとの回答を得ており、訴訟提起を含め方針を検討中である。

コ I氏

事業資金として貸し付けた500万円について、未だ返済を受けておらず、I氏の代理人より、返済義務を争う旨の書面を受領している。I氏から任意に返済を受ける見込みはないと判断しており、訴訟提起を含めて方針を検討中である。

サ J氏

破産者はJ氏に対し234万円を貸し付けていたが、同氏から破産者に対しては、旅費等の経費立替金に係る債権などの反対債権があることが認められ、同氏から、これらの債権と破産者からの貸付金を対当額で相殺する旨の通知を受けた。かかる相殺により、同氏への債権は全額消滅した。

シ K氏

事業資金として貸し付けた金額の残元金135万1723円について、引き続き、K氏と協議を行った。生活状況について申告を求めたところ、月々の収入から支出を差し引いた際に返済に充てられる金額はほとんどなく、債権を回収することは困難であると思われる。

ス L氏

破産者は、破産者がL氏の費用54万7050円を立て替えたことについて、同氏との間で準消費貸借契約を締結し、残高は40万7050円であった。

L氏からは、同額を一括で返済することは極めて困難であるとの申出を受けたため、L氏から明らかにされた現在の同氏の資産状況等も踏まえて協議を行った。その結果、L氏との間で、金25万円について一括して返金を受けることにより、残額を免除する和解合意が成立した。その後、かかる合意に従って、L氏から25万円の返金を受けた。これにより、L氏に対する債権の回収活動は終了した。

セ M氏

のぞみ共済に関連する葬儀社ネットワークに関するビジネスを共同で行う目的で貸し付けた金額の残元金50万円について、破産管財人とM氏との間で面

談を行った。生活状況について資料の開示を受け、聴き取りを行ったところ、返済に充てられる金額はほとんどなく、債権を回収することは困難であると思われる。

ソ N氏

破産者の元従業員であり、貸付金及び仮払金返還債務の残元金25万7714円について、退職金支払請求権（8万7000円）との相殺の意思表示を受けた。また、相殺後の債務残高10万73466円について、2020年9月までに返済を受け、全額回収が完了した。

タ O氏、P氏

生活資金として貸し付けた残額9万9358円について、貸付から長年が経過しており、両者から消滅時効の援用の意思表示を受けた。破産管財人としても、法的に検討すると、消滅時効が完成していると判断せざるを得ず、債権回収は困難であると思われる。

(2) 仮払金の回収状況、回収目処

破産者に対して仮払金の返還債務を負っている者は、(1)のN氏を含めて計6名であった。

N氏の他に、1名の債務者から、債務残高の全額である10万9724円を回収し、回収を完了した。

そのほか、破産者に対して債権を有している一部の債務者からは、相殺の意思表示を受け、債務と相殺処理を行った。

また、破産者に対して債権を有しているものの、相殺の意思表示を受領していない者についても、破産者が管理していたデータに基づき、破産者に対して債権を有していると考えられた者については、債権届出があった際に、未精算残額について債権として認めないという処理を行うことで対応することとした。

反対債権を有しない者のうち、面談等で生活状況を聴取した結果、回収困難と判断されたものについては、回収活動を終了せざるを得ないものと思料している。

7 火災保険金支払請求権

破産者は、本社ビルを賃借していたが、令和2年9月9日付破産法第157条の報告書に記載したとおり、令和元年8月27日に本社ビルで火災が発生し、建物内部に存在した破産者が所有する什器備品等について焼損及び消火活動に伴う浸水等の被害が発生した。破産者は、当該什器備品等に火災保険を掛けていたため、保険会社に対し、保険金を請求する手続きを行っていたが、同社より、保険金を支払うべき保険事故とは認められないとして、支払いを拒絶された。そこで、令和2年12月22日、保険会社に対する保険金請求訴訟を東京地方裁判所に提訴した。なおその請求額は、約185万円である。

8 不動産

破産者が駐車場として使用していた鹿児島県鹿児島市薬師1丁目の土地について、地元の仲介業者2社に買手候補の探索を委託していたが、買手が見つからない状況であった。そこで、2020年12月、当該2社への委託を終了し、新たな仲介業者に委託を開始した。2021年2月、買手候補が見つかり、価格2700万円で売却を行うこととなった。2021年2月26日に売買契約を締結し、売却価格の支払を受ける予定である。

第3 破産財団の現状

1 破産財団の現在残高

本報告書の作成基準日である令和3年1月31日時点における破産財団の残高は以下のとおりである。

預金残高 1億6581万9382円

2 破産者の負う債務

財団債権（調査中）

公租公課の債権	4件	166万1649円
労働債権	6件	93万0000円

普通破産債権

22,369件 109億4439万2532円
(ただし、申立書記載による)

本報告書の作成基準日である令和3年1月31日は、破産債権の届出期間中であり、破産債権の調査に着手していない。

劣後的破産債権

破産手続開始後の遅延損害金等を除いて、存しないものと思われる。

3 今後破産管財人が行う主な業務

破産管財人が今後行う業務は以下のとおりである。

- ① 破産者が保有しBME Xに管理を委託（経理上の処理は貸付け）していた約1651BTCのビットコインの探索と、換価可能性の見極め
- ② 破産者が貸付けを行っていた先からの債権回収
- ③ その他、上述した各種資産の換価
- ④ 破産管財人による債権認否および債権調査の準備

以上

別紙

会員債権者の債権届出は必ずこの用紙を使用してください。この用紙によらない届出は受付されない可能性があります。

事件番号 令和元年（フ）第8370号 破産者名 株式会社ビットマスター
破産管財人 伊藤 尚
届出期間 2021年3月1日まで

届出用

破産債権届出書（会員債権者用）

作成日 年 月 日（記入して下さい。）

東京地方裁判所民事第20部 合議C係

破産債権者の表示

【住所】〒

【氏名又は名称】※法人の方は法人名に加えて代表者名もご記入ください。

印

※必ずご捺印ください。

【電話】

※代理人名義での届出は下欄も記入して下さい。
（委任状を同封して下さい。通知は代理人宛に送られます。）

代理人の住所 〒

代理人の氏名

印

電話

裁判所・管財人使用欄

受付No.

会員ID

受領日

令和元年（フ）第8370号

書類受領事務担当

令和 年 月 日 受付

【左記内容に訂正のある方のみ記載して下さい】

【住所又は送達場所の訂正】

☐住所の訂正

☐送達場所の訂正

〒

【法人名又は氏名の訂正】

【電話の訂正】

届出破産債権の表示

（１）届出破産債権の表示

番号	債権の種類	ビットコイン数	円評価額 (届出金額)	【印字された額の訂正】以下に正しい金額（円価）を書いてください。（証拠のコピーを同封してください。）
1	会員の権利に関する債権 (ビットコイン)	0.0000 BTC	0 円	円
2	会員の権利に関する債権 (金銭債権)		0 円	円
	合計		0 円	円

※ 印字された債権額の詳細については破産債権明細表をご確認ください。

※ ビットコインの債権は破産手続開始決定日である令和元年11月22日のレートである1BTCあたり812,700円
(https://www.bitpoint.co.jp/chart/btc_jpy/における終値)を採用しています。

※ 上記以外の種類の債権をお持ちの方は、以下に記載してください。証拠のコピーも同封してください。

3	会員の権利に関する債権 以外の債権	円	内容を簡単に記載ください。
---	----------------------	---	---------------

（２）別除権の種類及び訴訟の有無

※ 担保権を有する方や、訴訟等が係属している方は、その内容を記入してください。なければ記入不要です。

（３）執行力のある債務名義又は終局判決がある方の記入欄

※ 執行力ある判決や和解調書などがある方のみ、その内容を記入してください。なければ記入不要です。

（少額配当受領について）配当金額が1,000円に満たない場合においても、配当金を受領する意思があります。



破産債権明細表

1 会員の権利に関する債権(ビットコイン)

No.	債権種別	数量	単位	備考

ビットコイン小計 0.0000 BTC

換算レート 812,700 円/BTC 破産手続開始決定日である2019年(令和元年)11月22日の終値。
ビットポイント社のウェブサイト
(https://www.bitpoint.co.jp/chart/btc_jpy/)に基づく。

小計 0 円 ...「1 会員の権利に関する債権(ビットコイン)」の届出金額(①)

2 会員の権利に関する債権(金銭債権)

No.	債権種別	数量	単位	備考

小計 0 円 ...「2 会員の権利に関する債権(金銭債権)」の届出金額(②)

合計 0 円 ...「1 会員の権利に関する債権(ビットコイン)」の届出金額(①)
および「2 会員の権利に関する債権(金銭債権)」の届出金額
(②)の合計額

【 破 産 】 貸 借 対 照 表
(令和3年1月31日現在)

単位:円

資産の部				負債の部				
番号	科目	評価額＝財団組入(見込)額	備考	番号	科目		金額 (債権調査未了)	備考
1	現金及び預金	137,042		1	財団債権	公租公課	1,661,649	
2	有価証券	未定		2	"	労働債権	930,000	
3	商品	0		3	優先債権	公租公課		
4	前渡金	未定		4	"	労働債権		
5	短期貸付金	25,547,000	注1	5	一般債権	会員以外の一般債権	284,597,882	
6	立替金	未定		6	一般債権(会員)	未払戻の預かりBTC	10,540,862,284	
7	未収入金	未定		7	"	未払戻マイニング報酬	69,855,815	
8	仮払金	259,724	注1	8	"	未払特定利益	28,660,535	
9	前払費用	22,960		9	"	入会受付停止後の払込分	4,185,000	
10	預け金	111,243,177		10	"	入会受付停止後の払込分	13,342,060	
11	仮想通貨	71,584,266		11	"	クーリングオフ等受付後未返金分	2,888,956	
12	建物付属設備	0		12	"	2年未経過SS/SP会員の未消化登録料	0	
13	構築物	0						
14	機械装置	875,090						
15	車両運搬具	3,742,964						
16	工具・器具	未定						
17	少額資産	0						
18	什器備品	0						
19	土地	未定						
20	ソフトウェア	未定						
21	営業権	0						
22	電話加入権	0						
23	投資有価証券	未定						
24	出資金	519,340						
25	長期貸付金	未定						
26	保険積立金	862,863						
27	敷金	368,000						
28	保証金	0						
		215,162,426					10,946,984,181	

注記1 金額は既回収額であるが、なおその余について回収活動を継続中である。
「未定」と記載あるものも、なお、換価・回収活動を継続中である。

財 産 目 録

(令和3年1月31日現在)

資産の部

単位:円

番号	科目(内訳)	簿価(開始決定日 時点試算表記載額 ※1)	評価額=財団 組入(見込)額	備考
【流動資産】		6,005,163,793	208,817,635	
1	現金及び預金	93,220	137,042	ゆうちょ銀行(93,220)・鹿児島相互信用金庫(43,822)解約。
2	有価証券	102,520,224		
2-1	DMG Blockchain Solutions Inc.	50,616,634		※2 カナダ法人(上場) 名義人:西貴義・古里英文:各300万株
2-2	DMG Blockchain Solutions Inc.	51,903,590		※2 カナダ法人(上場) 名義人:西貴義・古里英文:各40万株
3	商品	8,280,797	0	
3-1	仮想通貨事業	1,867,881	0	※3 バンフレット。資産性なし。
3-2	印鑑等事業	6,412,916	0	※4 印材など。火災により損傷したため、資産価値なし。
4	前渡金	500,000		※5 ブロックチェーン・ネクストへの業務委託料の過払い分。
5	短期貸付金	5,589,748,580	25,547,000	
5-1	株式会社BMEX	123,261,515		※6 この他BMEXIには長期貸付金もある。
5-2	株式会社24PICKS	300,000		※7
5-3	株式会社24PICKS①	10,000,000		
5-4	株式会社24PICKS②	269,459,700		BTC貸付(300BTC)。1BTC=898,199円で計算。
5-5	株式会社24PICKS③	2,335,317,400		BTC貸付(2600BTC)。1BTC=898,199円で計算。
5-6	株式会社24PICKS④	314,369,650		BTC貸付(350BTC)。1BTC=898,199円で計算。
5-7	株式会社24PICKS⑤	300,000,000		
5-8	株式会社24PICKS⑥	500,000,000		
5-9	株式会社24PICKS⑦	400,000,000		
5-10	株式会社24PICKS⑧	200,000,000		
5-11	株式会社24PICKS⑨	404,189,550		BTC貸付(450BTC)。1BTC=898,199円で計算。
5-12	株式会社24PICKS⑩	234,360,000		
5-13	D	6,500,000		
5-14	D	500,000		試算表上の表記とは異なるが、実際にはD氏への貸付。
5-15	F(BTC)	175,385,513		BTC貸付(177.6266BTC)。1BTC=987,383円
5-16	F(BCH)	25,270,873		BCH貸付(1028.4BCH)。1BCH=24,573円
5-17	F(現金)	6,557,174		
5-18	クリストファー・フィリアトロ-	25,308,316		※8
5-19	クリストファー・フィリアトロ-	103,807,182		※8
5-20	G	50,673,576		
5-21	Q	10,000,000		G氏の連帯保証付き。
5-22	H	50,150,000		試算表上の表記とは異なるが、実際にはH氏への貸付。
5-23	ブロックチェーン・ネクスト株式会社	30,000,000		※9
5-24	I	5,000,000		
5-25	西美恵子	5,000,000	5,000,000	回収済み。
5-26	J	2,340,000	0	※10 退職金債権などで相殺し、残額は無し。
5-27	K	1,351,723		
5-28	L	547,050	250,000	残金は407,050円。和解により25万円の入金を得て残額放棄。
5-29	O	99,358	0	時効が成立し、時効主張されているため請求できない。
6	立替金	79,200		※11 BMEXへの請求分。
7	未収入金	94,894,269	23,466	
7-1	仮想通貨事業	94,520,175		※12 貸付金の利息の未収分。
7-2	印鑑等事業	374,094	23,466	主にBMEXとN氏からの未収分(107,714円⇒23,466円回収)
8	仮払金	17,282,718	259,724	
8-1	クリストファー・フィリアトロ-	10,000,000		※13
8-2	クリストファー・フィリアトロ-	4,654,746		※14
8-3	M	500,000		
8-4	その他①	890,000	259,724	30万円以下。合計7名。 1名から150,000円、1名から109,724円回収。
8-5	その他②	1,237,972	0	申立代理人へ普通預金振替分。資産性なし。
9	前払費用	3,346,525	22,960	
9-1	仮想通貨事業	3,323,565	0	※15 資産性なし。
9-2	印鑑等事業	22,960	22,960	プリウスリサイクル料(プリウス売却時に返金を受ける)
10	預け金	115,505,205	111,243,177	申立代理人への預け金(引継ぎ納金)
11	仮想通貨	72,913,055	71,584,266	※16 62.58217569BTC、154.63938948BCHを引継ぎ。裁判所の許可のもと売却済みである。
【固定資産】		2,013,454,812	6,368,257	
12	建物付属設備	1,836,219	0	資産性なし。
13	構築物	759,834	0	資産性なし。

14	機械装置	166,753,355	875,090	※17 カナダDMGに置かれているマイニング機器1100台
15	車両運搬具	3,558,842	3,742,964	※18 トヨタプリウス2台売却済み
16	工具・器具	805,056		パソコン3台、モニター1台(残務整理のために使用中)
17	少額資産	64,468	0	資産性なし。
18	什器備品	15	0	資産性なし。
19	土地	35,251,601		駐車場:鹿児島市薬師1-20-18 売却手続中。
20	ソフトウェア	10,100,236	0	※19 仕掛中のシステム(資産性なし)
21	営業権	68,392,505	0	資産性なし。
22	電話加入権	696,470	0	資産性なし。
23	投資有価証券	31,000,000		
23-1	ブロックチェーン・ネクスト株式会社	1,000,000		※20 非上場。1万株(発行済株式数9万株)。
23-2	Riken Holdings HK Ltd	30,000,000		※21 非上場。西氏名義
24	出資金	1,020,000	519,340	
24-1	鹿児島相互信用金庫	20,000	19,340	振込手数料660円が差し引かれている。
24-2	鹿児島信用金庫	500,000	500,000	回収済み。
24-3	株式会社プライムビット	500,000	0	平成29年3月31日解散、令和元年5月15日清算終了。
25	長期貸付金	1,690,422,188		
25-1	株式会社BMEX	1,690,422,188		会員からの預かりビットコインの貸付け(1548.55844887BTC)。
26	保険積立金	802,723	862,863	保険解約返戻金。回収済み。
27	敷金	1,768,000	368,000	
27-1	西美恵子	1,400,000	0	火災による片付費用の立替金との相殺により残額ゼロ。
27-2	大見商事	165,000	165,000	回収済み
27-3	Regus	203,000	203,000	火災後の臨時賃借物件の保証金(1回目の差入分)
28	保証金	223,300	0	火災後の臨時賃借物件の保証金。2回目は代表者個人の差入。
合 計		8,018,618,605	215,185,892	

※ 財団組入額には破産後に入金された賃料や利息等を含まない。

負債の部

債権の種類別	内 訳	件 数	金 額	内 訳	備 考
財団債権	公租公課	4	1,661,649		
	労働債権	6	930,000		申立書記載の1,377,000円から相殺主張のあった447,000円を控除
優先債権	公租公課	0			
	労働債権	0			
一般債権	会員以外の一般債権	45	284,597,882		
一般債権(会員)	未払戻の預かりBTC	22,324	10,540,862,284		申立書添付債権者一覧表No.1
	未払戻マイニング報酬	1,588	69,855,815		申立書添付債権者一覧表No.2
	未払特定利益	548	28,660,535		申立書添付債権者一覧表No.3
	入会受付停止後の払込分	27	4,185,000		申立書添付債権者一覧表No.4
	入会受付停止後の払込分	111	13,342,060		申立書添付債権者一覧表No.5
	クーリングオフ等受付後未返金分	6	2,888,956		申立書添付債権者一覧表No.6
	2年未経過SS/SP会員の未消化登録料				
合 計		24,659	10,946,984,181		

※ 債権届出に対する調査は未了であるため、上記は原則として申立書添付の債権者一覧を基に記載している。

【注記】

1	本財産目録は、破産者が作成していた開始決定日現在の試算表を元に作成している。仮想通貨は円評価した額が記載されているが、用いるレートが項目により異なり統一されていない点にご留意いただきたい。
2	破産者は、カナダでマイニング事業を行うDMG Blockchain Solutions Inc.(カナダ法人)に2回に渡り出資をしたとされる(ビットコインによる出資)。1回目は約7500万円分のビットコイン(約1087.75BTC)を2回に分けて送金し、西氏、古里氏、クリストファー・フィアトロ・氏(通称クリス氏)の名義で各300万株の付与を受けた。2回目は約1億5500万円分のビットコイン(約552BTC)を2回に分けて送金し、西氏と古里氏名義で各40万株、クリス氏名義で160万株が付与された(1回目の送金時に比べ2回目の送金時のBTCレートは約4倍となっていた)。資金の拠出は破産者が行っているにもかかわらず、株式が個人名とされている理由は不明である(当時はクリス氏が窓口を行っていた)。2-1は、1回目の出資により西氏と古里氏名義となっている株式である。なお、クリス氏名義になっている株式(300万株)については後記注8参照。2-2は、2回目の出資により西氏と古里氏名義となっている株式である。なお、クリス氏名義になっている株式(160万株)については後記注8参照
3	パンフレット簿価910,881円。火災により廃棄済み。なお、試算表に記載された残りの957,000円分もパンフレットであるが、この分は発注したものの納入未了であり、実際には存在しない。
4	印材、印鑑ケース、浄水器のカートリッジなど。火災により損傷したため、資産価値なし。
5	ブロックチェーン・ネクストへの業務委託料の過払い分。ブロックチェーン・ネクストの状況については、後記注9参照。
6	BMEXには長期貸付金もある。短期貸付金には、50ETH、50LTC、18.9BTCを円換算したものが含まれている。
7	破産者は、マイニング機器の開発を行うB社に投資しようとしたが、同社より、連鎖販売事業を行っている破産者から投資は受けられないと言われた。そのため、破産者から24PICKSに貸付けをして、同社がB社に投資等を行った。24PICKSの主な資産であるB社株式は金2000万円で売却された。その他、チップ在庫は金29万7000円で売却された。それにより、合計金2029万7000円を回収した。その後、24PICKSについては、令和2年11月9日に破産手続開始決定がなされ、配当はなく、令和3年2月10日に異時廃決定がされて同社の破産手続は終結した。これにより、残額の回収不能が確定した。
8	5-18と5-19は、クリス氏への短期貸付金として計上されているが、前記注2のとおり、同氏に対する同氏名義とされているDMG株式(300万株と160万株の合計460万株)の返還請求権(名義書換請求権)である可能性があると考えられる。現在調査中である。
9	破産者は、フィリピンで事業展開するにあたりJunca Philippines Inc.と直接契約をする予定であったが、連鎖販売取引を行っている破産者とは契約できないと言われた。そこで、破産者からブロックチェーン・ネクストに依頼し、破産者から同社に3000万円を貸付け、同社からJunca Philippines Inc.に3000万円を送金した経緯がある。直近におけるブロックチェーン・ネクストの収入の大部分は破産者からの業務委託料であったが、破産者の手続開始によりその収入がなくなっている。ブロックチェーン・ネクストが保有する主な資産はJunca Philippines Inc.への上記出資金であり(出資なのか貸付なのか契約書上も明確ではない)、Junca Philippines Inc.からは、当該資金は返還が予定されない性質の資金である旨の回答がなされている。ブロックチェーン・ネクストに対する債権の回収活動の方針については、現在検討中である。
10	出張旅費立替費用(574,506円)、解雇予告手当(600,000円)、退職金(360,000円)、破産者預かりBTC(2.6214BTC)。円換算すると金213万0411円)の相殺主張がなされているため、残額はゼロとなる。
11	イタックス株式会社への派遣料のうちBMEXの業務を行っていた人の派遣料分(BMEXへの請求分)。契約者は破産者だが、一部BMEXの業務を行ってもらっていた。そのため、その人員の派遣料分をBMEXに請求することになる。
12	貸付金に付される利息の未収分(BMEX、24PICKS、I氏、ブロックチェーン・ネクスト、J氏、Q社)
13	破産者がカナダBMから仮想通貨事業の事業譲渡を受けるにあたり、事業譲渡実行の2年ほど前に、金1000万円がカナダBMから代表であるクリス氏に支出された(カナダBMの帳簿に仮払金として計上)。その後、カナダBMから破産者への事業譲渡の際に、この仮払金請求権が譲渡資産の一部とされて移転された。これにより、破産者は、クリス氏への上記仮払いに基づく債権の譲渡を受けており、当該1000万円の返還を求める返還請求権が存するという。
14	BMEXで仮想通貨取引業の申請をした際に、BMEXの決算書を当局に提出したが、その際に当局から、決算書に残っていたクリス氏への仮払金を消す必要があると指摘された。そこで、BMEXからクリス氏への仮払金をクリス氏に代わり破産者がBMEXに立替払いをした。これにより、破産者からクリス氏に対し、かかる立替払いに関する求償債権が存在していると考えられる。
15	3,000,000円は申立代理人への申立費用の予納(資産性なし)。残り323,565円は、破産開始日(2019年11月22日)が含まれる2019年11月分の家賃及び駐車場代の前払い分であり、資産性なし。
16	仮想通貨について開始決定日現在の簿価として記載した金額は、破産者において、破産直前に申立代理人にBTCを預けたときのBTC相場価額をもとに円換算して元帳に計上したことに依拠している。元帳の記載によれば、BTCは3回に分けて預託されて、うち48.4152BTCは1BTC=1,208,427.97円、2.023BTCは1BTC=1,011,968.36円、12.2307BTCは1BTC=878,999.97円で計算されている。なお、BCHは1回の預託で、154.64BCH[1BCH=10,403.36円]で計算されている。なお、申立代理人から破産管財人に引き継がれた仮想通貨の数との間に若干の差があるのは、ウォレット間の移動による手数料が差し引かれているためである。
17	破産者がカナダDMGから総額193万1668米ドルで購入し、同社施設に設置しているマイニング機器1100台。稼働が可能な状態にあるものはこのうち600台。中古品であるため、高い金額での買い手を探すことは困難であり、最終的にカナダDMGに対し金876,590円で売却した。なお、送金手数料1500円を差し引いた金875,090円が入金された。
18	トヨタプリウス2台売却済み(リサイクル料22,960円を控除し、ウェルカムサポート返金35,964円を追加)
19	破産者が外部業者にシステム開発を依頼し前金を支払っていたが、完成前に破産したため開発ができなかったもの。仕掛中のシステムの売却又は前金の返還を求めて協議しているが、相手方保有のシステムを基にカスタマイズするものであり、換価は難航している。
20	ブロックチェーン・ネクスト設立時には破産者との資本関係はなかったが、その後株主のひとりから株を手放し資金化したいとの相談が寄せられ、破産者で株式を買い取った(1万株を100万円で買い受ける)。発行済株式9万株のうちの1万株。ブロックチェーン・ネクストの状況については、前記注9参照。
21	西氏名義で100株存在しているが、その取得費用3000万円は破産者が負担している。海外法人の非上場株式である。同社は、理化学研究所の関連会社と説明を受けているが、現時点でその確認は取れておらず、調査中である。

(令和元年11月22日～令和3年1月31日)

(単位:円)

収入の部				支出の部			
コード	科目	金額	備考	コード	科目	金額	備考
1	予納金組入	111,243,177		51	租税公課	571,690	
2	現金回収	0		52	地代家賃	123,474	
3	預金回収	137,042		53	水道光熱費	1,105,626	
4	有価証券・出資金回収	519,340		54	別除権受戻費用	0	
5	仮想通貨交換価	71,584,266		55	管財業務費用(旅費交通費)	2,637,102	※3
6	保険金・解約返戻金	862,863		56	管財業務費用(補助者報酬・調査費用等)	21,415,733	※4
7	貸付金等回収	25,830,190	※1	57	管財業務費用(郵送料印刷費等)	12,325,337	※5
8	車両売却	3,765,924	※2	58	管財業務費用(債権者管理システム)	3,474,350	※6
9	不動産売却	0		59	管財業務費用(その他)	3,277,590	※7
10	敷金等回収	368,000		60	管財人報酬	10,000,000	※8
11	什器備品・在庫等換価	875,090		61	最後配当費用	0	
12	その他収入	1,514,655	※9	62	最後配当金	0	
13	還付金	4,048,937					
14	受取利息	800					
	収入合計	220,750,284			支出合計	54,930,902	

差引残高	165,819,382
------	-------------

- 1 貸付金と仮払金の回収金額を指す。
- 2 このうち金22,960円はリサイクル料の返金分である(前払費用)。
- 3 主として、管財人団が鹿児島に出張した費用等である。
- 4 公認会計士・税理士・社会保険労務士費用、BTCの調査やPC等機器の調査等のための専門家の費用である。
- 5 債権者への圧着葉書や封書による通知の印刷費用・郵便料等である。
- 6 会員管理システムの利用料、システムを破産手続向けに変更するための外注費用等である。
- 7 仮想通貨売却手数料、書類等の送付費用、振込手数料、その他の諸費用である。
- 8 令和2年9月9日裁判所決定
- 9 破産者が有徳社等の水道光熱費を立て替えた分の入金分(支出の部の水道光熱費と両建て：578,164円)と、予納郵便代金の返金分(支出の部の管財業務費用(郵送料印刷費等)と両建て：907,800円)が主な内容であり、それらを控除すると、実際の外部からの入金金は金28,691円である(プリンター保守料前払分の返金)